

秘

保管用原本

マイナンバー（個人番号）台帳兼届出書

提出年月日 令和 年 月 日

利用目的の明示について

提出いただいた個人番号及び特定個人情報は、法令に従い、以下の事務処理をするために必要な範囲を超えて取り扱うことはいたしません。

取扱事務一覧

- ・資料の提供等の求めに関する事務
- ・教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に関する事務
- ・教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- ・支給認定証に関する事務
- ・教育・保育給付認定保護者が受けたものとみなされる施設等利用給付認定に係る事実についての審査に関する事務
- ・届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- ・職権による教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定の変更に関する事務
- ・教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定の取消しに関する事務
- ・地域子ども・子育て支援事業に関する事務

※ 保護者が同居の親族（親族以外の同居人含む。以下、同居の親族等）から個人番号の提供を受ける場合には、この「利用目的の明示について」を同居の親族等にも提示してください。

本人確認書類について

個人番号を収集する際は、正しい番号であることの確認（番号確認）と現に手続きを行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）が必要であり、原則として、個人番号届出書類に以下の番号確認書類の提示が必要となります。

（1）個人番号カードを提示する場合

申請受付時に、個人番号カードの提示のみで番号確認、身元確認を行います。

（2）個人番号カード以外の公的書類（それに類するものを含む）を提示する場合

個人番号カード以外の個人番号記載の公的書類を提示する場合には、個人番号を確認するための書類として、下記の「A 写真のない個人番号記載の公的書類」から1点を、また、身元確認のための書類として「B 写真付身分証明書」の場合には1点、「C その他の本人確認書類」の場合には2点の確認書類が必要です。

■ 番号確認書類

A 写真のない個人番号記載の公的書類（以下から1点）

- 通知カード 個人番号が記載された住民票 個人番号が記載された住民票記載事項証明書

■ 身元確認書類

B 写真付身分証明書（以下の場合は1点）

- 運転免許証
 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの）
 パスポート
 身体障害者手帳
 精神障害者保健福祉手帳
 療育手帳
 在留カード又は特別永住者証明書

C その他の本人確認書類（以下の場合は2点）

- 各種健康保険被保険者証
 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
 年金手帳
 後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証
 各種共済組合の組合員証
 私立学校教職員共済制度の加入者証
 児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書

同居の親族等の番号確認書類の添付について

同居の親族等については、法令上は保護者が「番号確認」と「身元確認」を行うことになっていますので、当該同居の親族等の本人確認等の添付書類は必要ありません。

※ 保護者以外の方の代理申請、または書面の送付による申請の場合は確認書類の写しを求めるので、事前に子育て支援課こども保育係にご確認ください。（電話：0943-23-1351）